

Q 4. 包括外部監査のテーマ（選定された特定の事件）

()

Q 5. 外部監査テーマに関し、指摘事項、意見、所感・参考意見・提言はそれぞれ何件ですか。

指摘事項 件

意見 件

所感・参考意見・提言 件

Q 6. 外部監査に関し、議会が外部監査人に説明を求めたり、外部監査人が意見を述べたりしたことがありましたか（地方自治法252条の34関連）。

① () なし

() あり → 日時・場所等（例：○月○日本会議、△月△日××委員会）

()

議事録や要旨の有無 () なし () あり

②①で「あり」とご回答された方は入手方法をご回答ください。

() インターネットで入手可能 → (議事録や要旨本体 ・ 公報)

i 議事録等のホームページアドレス (URL) :

ii 議事録等の所在（例：「監査事務局ホームページ内の『外部監査』のページ」）

() 公報印刷所・販売所等で入手可能

名称 :

連絡先電話番号 :

() 閲覧・複写以外の方法での入手は不可能

Q 7. 監査結果報告は、議会・議員に対してどのようにして伝えられていますか。

①から⑥で該当するものをご回答ください（複数回答可）

() ①報告書（印刷物）を議員全員に配布

() ②公報またはホームページの掲載文を自主的に見ていただく

() ③外部監査人が議会で監査結果報告を行っている

() ④議会や委員会で外部監査人の質疑の機会が確保されている

→質疑の場所は、() 本会議・() 委員会

() ⑤特に伝えていない

() ⑥その他 ()

第2 包括外部監査の活用について

Q 8.

(1) 平成30年度包括外部監査結果報告書（意見書を含む）に対する措置公表の有無（令和3年3月31日までに公表されたすべてについて記入してください。）

※昨年のアンケートと比較すると、「措置評価に関して、令和3年4月～5月分の公表分については評価しない」ことにしました。

① 有 → 通知日：(平成・令和) 年 月 日

- ② 公表日：(平成・令和) 年 月 日
- ③ 無 → 理由：i 通知無 (措置予定なし ・ 措置中 ・ 検討中 ・
その他…)
- ii 未公表 → 公表予定日 (平成・令和) 年 月 日

(2) 平成30年度包括外部監査結果報告書(意見書を含む)の結果(指摘事項)、意見、所感・参考意見・提言の数

- ④ 指摘事項 件
- ⑤ 意見 件
- ⑥ 所感・参考意見・提言 件

Q9. 平成29年度以前の全包括外部監査結果報告書(意見書を含む)に対する措置公表の有無

(追加調査ですので令和2年6月1日～令和3年3月31日迄の期間に通知・公表されたものに限ってお答えいただければ結構です。)

- ① 有 → 通知日：(令和 年 月 日)
- ② 公表日：(令和 年 月 日)
- ③ 無 → 理由：i 通知無 (措置予定なし ・ 措置中 ・ 検討中 ・
その他…)
- ii 未公表 → 公表予定日 (令和 年 月 日)

Q10. 平成30年度包括外部監査結果報告書に対して講じられた措置の内容(措置通知の写等)を別紙として添付してください。なお、インターネットで閲覧可能な場合は所在等をご記入下されば省略可能です。

なお、私たちの今回の調査は令和3年3月31日までに公表されたものを基準にして比較しますが、2011年の大震災のように特別の事情のある場合は別途考慮せざるを得ませんので、令和3年3月31日時点以後でも特別の追加報告や措置をとられている場合は適宜お知らせください。

Q11. 私たちのイエローブックについて自由にご意見下さい。

なお、今年度も包括外部監査に関する冊子を発行しようと準備をしています。(発行時期：2021年9月頃。金額等は未定。)また、決定致しましたら、ご購入方法等ご連絡致します。

アンケートへのご協力ありがとうございました。

【令和3年3月31日(水)】までにご回答・ご送付頂けましたら幸いです。

(お問い合わせ・ご返送先)

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2 303
電話：052-953-8052 / FAX：052-953-8050
mail：hojo@ombudsman.jp (担当：内田)

費用請求書

自治体名 () 担当者名 ()
電話番号 ()

以下のとおり請求します。

摘 要	金額 (税込)
令和2年度包括外部監査結果報告書代金	円
公報代金	円
複写料	円
送料	円
	円
	円
合 計	円

支払方法：(切手 ・ 郵便小為替 ・ 現金書留)

※現金書留の場合は、送金手数料500円をご負担下さい (請求代金から減額します)。

※ 本書式は、令和1年度報告書・平成30年度措置通知等をご送付いただく際に生じた費用の請求にご使用下さい。費用が生じない場合、請求を要しない場合はご返送不要です。

※ 費用の請求にあたってはこちら評価班としては正規の請求・決済手続は不要ですが、貴自治体のご都合で特に正式手続を希望される場合は、ご指示下さい。